

様式第3号

会 議 録

会議名 ( 付 属 機 関 等 名 )		第 2 回 川 西 市 上 下 水 道 事 業 経 営 審 議 会	
事 務 局 ( 担 当 課 )		川 西 市 上 下 水 道 局 経 営 企 画 課	
開 催 日 時		平 成 2 4 年 9 月 1 9 日 ( 水 ) 18 : 00 ~ 19 : 50	
開 催 場 所		川 西 市 役 所 4 階 庁 議 室	
出 席 者	委 員	藤 井 秀 樹、木 本 圭 一、浦 上 拓 也、宮 本 幸 平、石 光 徹、 杉 河 ミ ヱ 子、友 安 正 夫、中 井 成 郷、和 島 一 吉	
	そ の 他		
	事 務 局	上 下 水 道 事 業 管 理 者、上 下 水 道 局 長、経 営 企 画 室 長、下 水 道 技 術 室 長、水 道 技 術 室 長、水 道 技 術 室 参 事、経 営 企 画 課 長、営 業 課 長、給 排 水 設 備 課 長、水 道 技 術 課 長、浄 水 課 長、下 水 道 技 術 課 長、経 営 企 画 課 長 補 佐、経 営 企 画 課 副 主 幹、経 営 企 画 課 主 査	
傍 聴 の 可 否		可	傍 聴 者 数 2 名
傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は、そ の 理 由			
会 議 次 第		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 川 西 市 水 道 ビ ジ ョ ン 前 期 ( H 2 1 ~ H 2 4 年 度 ) の 検 証 に つ い て</p> <p>(2) 川 西 市 水 道 ビ ジ ョ ン 後 期 ( H 2 5 ~ H 2 9 年 度 ) の 計 画 に つ い て</p> <p>(3) 次 期 開 催 日 時 に つ い て</p> <p>3 閉 会</p>	
会 議 結 果		別 紙 審 議 経 過 の と お り	

## 審 議 経 過

(司会者) それでは、定刻少し前ですが、全員揃われておられますので、ただ今から第2回川西市上下水道事業経営審議会を開会させていただきます。委員の皆様には大変忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の「会議次第」「審議会資料2-上下水道事業経営審議会部会報告」、並びに、既にお渡ししている資料のうちから本日の部会報告に関連する資料として「第1回の経営審議会 資料4、資料5」、「第1回の部会資料1- 」、「第2回部会資料2- 、2- 」を配布させていただいています。

それでは、早速ですけれども、藤井会長から議事進行をお願いします。

(会長) 承知いたしました。議事に入る前に当審議会は傍聴を認めていますが、傍聴人はおられますか。

(事務局) 二人おられます。

(会長) 入っていただいでください。

それでは、議事の進め方ですけれども、6月21日の第1回経営審議会後、部会を3回開催いたしました。3回の部会では、川西市水道ビジョンの平成21年度～24年度の前期の検証、平成25年度～29年度の後期計画を審議しました。本日は、まず、平成21年度～24年度の部会での審議事項の報告を行い、委員の皆様には審議をしていただきます。

そののち、平成25年度～29年度の計画につきまして、同様に部会での審議事項の報告を行い、審議していただきます。

それでは、議事の(1)「川西市水道ビジョン前期(平成21年度～平成24年度)の検証について」を、議題とします。

第1回～第3回の部会として審議いたしました内容について、木本部会長から報告をいただきます。部会長よろしく願いいたします。

(部会長) それでは、3回の部会で審議いたしました内容についてご報告いたします。

「審議会資料2- 上下水道事業経営審議会部会報告」をご覧ください。

検証の部分はそこに掲げました5点です。

- ・収益的収支の実績
- ・分担金の考え方
- ・資本的収支の実績
- ・基本目標の計画と実績の差異要因
- ・技術の継承の問題

まず1番目、収益的収支の実績の欄をご覧ください。資料は第1回経営審議会 資料4の「経営財政の計画及び実績」の2ページ「収益的収入及び支出」の左半分です。

平成21年度～24年度の4年間を見ていただきますと、収入と支出の計画と実績が記載されており、下から2番目の差引損益は計画では平成23年度と24年度はマイナスの計画で

したが、実績では4年間黒字経営が維持されています。

収入では、1番上の給水収益は計画と実績では大幅に減少しております。それを賄っているのが次の欄の分担金であります。

他方、費用では、人件費、受水費などの削減による経営努力をしています。その結果、計画以上の黒字となっています。人件費は計画と実績でかなり減額となり、これは人員の削減ではなく、給与水準等を削減された経営努力であります。

2番目は、資料はありませんが、分担金の考え方です。給水収益を補うために分担金収入で賄っていますが、これについては2つの考え方があります。

1つは、将来の建設に係る資本費の捻出という考え方です。新規需要者の増により給水量が増加し、配水施設を強化するための設備投資が必要となるため、通常の水道料金とは別に応分の負担を新規需要者に求め、新旧需要者の負担の公平を図るという考え方です。

もう一つは、既存設備の資本費の負担という考え方です。新規需要者は、従来の需要者の負担によって形成された既存設備を新たに利用することになるため、一種の利用権の対価として分担金を別途分担して、新旧需要者の負担の公平を図るという考え方です。

川西市は後者の考え方の方が水道事業の実態と整合し、説明出来るというのが部会の考え方です。

3番目、資本的収支の実績です。資料4の3ページの資本的収入及び支出の左半分です。平成21年度から24年度で収支不足額は計画、実績とも不足額が生じています。4年間の実績の不足額は計画額より約2億8千万円増の約13億2千万円です。これを減価償却費の補てん財源で賄っています。収益的収入及び支出でも純利益を確保できていましたので、多額の不足額ではありますが、投資の財源が確保されているという審議結果であります。

4番目、基本目標の計画と実績の差異要因の資料は第1回経営審議会の資料5です。資料5の「H21～H24 総計」の計画と実績の金額差異の内訳は、安心して飲める水道水では、計画170百万円・実績141百万円、基幹施設の更新、442百万円・280百万円、基幹管路の更新、1,353百万円・675百万円です。「総計 - 計画2,057百万円・実績1,199百万円」で、計画よりも実績が下回っています。これについては、計画が過大ではなかったという審議結果であります。その資料としては「第1回部会資料1-」の1ページの基本目標・施策工事【主な未実施工事】の表です。基幹施設の更新については坂の上配水池築造工事、基幹管路の更新では重要給水施設基幹管路更新、応急給水拠点の強化では緊急遮断弁の設置、緊急貯水槽設置工事が未実施工事ではありますが、審議会資料2-の3ページ3行目にあります未実施理由であります。基幹施設の更新では人口、使用水量の減少から水需要の見直しによる過大投資を避けました。計画では人口増により、それに伴う設備投資が必要ということでしたが、水需要が伸びず、設備の更新を見合わせたということです。基幹管路の更新は開発業者の頓挫による配水池耐震化の遅延などが要因となっています。これらの要因により工事等をせず、計画が過大ではなかったという審議結果になりました。

5番目は技術の継承の問題です。資料4での人件費が計画に比べ大幅に削減されていますが、これは職員数の減員ではなく、給与水準等の削減によるもので、一定の定数は確保されており、技術を継承する体制はできています。ただし、依然として、年齢層が高く、新

規職員を採用するなどの若返りにより、定年までの経験年数を長くすることを継続して実施すべきだという審議結果になりました。

以上、5点が大きな論点で、平成21年度から24年度までの検証結果です。

(会長)ありがとうございました。平成21年度から24年度まで検証した結果を部会長から報告させていただきました。何かご質問等ございましたら。いかがでしょうか。

(委員)私は、NPO法人・障がい者サポートセンターの理事長であります。20数名のメンバーに第1回経営審議会以降に、川西の水道水について意見を聞きました。味はすごくおいしくて、水質も安心もできる。反面、他市(尼崎市)から来た人にとっては、料金が高く、もう少し安く水が飲めればいいという意見がありました。

部会長報告の質問とは違いますが、検針員が2か月に1回水道メーターを検針していません。川西水道サービスに委託していますが、検針員の人数、人件費の状況を教えてくださいませんか。

(会長)一つは、「水道水の味はおいしいですが、水道料金が他市(尼崎市)に比べて高い」というコメントと理解します。質問事項は、検針業務に携わっている川西水道サービスの社員数、人件費についてであります。

(事務局)検針業務は、川西市水道サービスに委託しています。検針員の人数は10名です。検針単価は、1件当たり74円で委託しています。年間委託料は約3,252万円です。

(委員)以前は20人位で、1人3,000件位検針をしていたと思いましたが、10名だと1人、6,000件くらい担当していることとなるのですか。単価も1件100円位だったと思います。

(会長)人数も減員となり、委託単価も下がり、経費を削減されています。

(事務局)検針委託単価74円は川西水道サービスの経費等を含んで支払っている委託単価であり、社員の検針員への支払については会社の運用になります。

(事務局)検針業務も包括委託に含めると考えていますが、競争性を意識してもらう意味で、事前の単価調整も必要であり、今の単価となっています。川西市の水道事業体は歴史が新しく、ダムを建設などの経費もあり、料金が高くなっています。ただ、他市(尼崎市)は淀川水系、武庫川水系を水源とし、歴史が古いことから料金が安くなっています。決算委員会でも料金値下げの意見は出ていますが、水道事業としては、現行料金をできるだけ長く維持して、山積する事業を円滑に実施していくことが、市民サービスと考えています。

(委員) 料金は、現行でも高いのに、将来値上げはあるのですか。

(事務局) 現行の料金体系を長く維持したいと考えています。

(会長) 経営の財務状態のことが審議されています。部会の検討事項で、特に重要なポイントを紹介します。資料4の2ページ目、収益的収入及び支出(計画・実績)、左半分の21年度から24年度までの数字です。一番重要なのは下から2番目差引損益であり、これは企業会計では利益損失を表しています。計画では、平成23年度24年度で赤字の見込みでしたが、部会長が説明した要因により黒字となっています。前半の4年間は、黒字基調で推移していますが、一つ重要な留保事項があります。結論から申しますと、必ずしも黒字経営とはなっていません。それは、分担金収入によるからです。新しく川西市に住宅が建設された時に、水道水を供給するのに資本的な投資が必要となります。そのため、一回限りですが、新築の住宅に入居された方から臨時的にいただくというのが分担金です。分担金は、経常的な費用に使うお金ではなくて、投資を回収するべきお金です。近隣の他市では、多くの団体で、収益的収入ではなく、資本的収入に計上しています。この形に数値を置き換えますと、分担金が約1億円から2億数千万円で推移していますので、差引損益は赤字に転じます。これが実体としての財務状態であります。

もう一点、分担金の問題点として、新築住宅が建つことによる一回限りの収入であります。毎年、コンスタントに新築住宅が建ち続けるとことがいつまで見込めるかということです。現状では新築がこれまでは順調に推移していますので、1億円から2億円の分担金があるのですが、少子高齢化の中で必ずしも将来的に続くことが見込めません。数字の上では黒字で推移していますが、非常に不安定であり、実質は赤字経営になっています。

(委員) 分担金は不安定であり、減少し続けた場合その収入はどのように賄うのでしょうか。

(会長) 委員が懸念されているように、将来的に分担金が減額となり、あるいはゼロに近くなる可能性はあります。教科書的になりますが、私の考え方としては、一定割合を資本費として計算し、料金に算入することにより賄うやり方があります。

(会長) 財務のこと以外に資料5「基本目標・施策目標別事業総括表」の工事等の計画・実績でご質問はありませんか。部会報告のポイントは、計画に比べ実績が下回っていますが、これは計画が未達成ということではなく、前提が変わってしまったということであり、結論としては、実施すべき工事は着実に実施してきたという評価です。

(部会長) 前半4年間の計画と実績の検証を財務・投資の面、工事実施の面、分担金の考え方、技術の継承に分けて部会の結論として説明しました。ご質問の分担金が計画値でも計上されていますが、どのように収支で見込まれるかは、次の審議内容でご説明します。

(会長) 本日の議事の「(1) 川西市水道ビジョン前期の検証について」の質問等を一応終わります。質問等がありましたら、次の後半部分の計画を部会長が報告しますので、その時に述べていただいて結構です。

次に、議事の「(2) 川西市水道ビジョン後期(平成25年度から29年度)の計画について」を議題といたします。第1回から第3回の部会で、審議した内容について、部会長より報告いたします。

(部会長) 審議資料2 - の1ページ「2. 平成25年度～29年度までの計画」の論点は収益的収支の計画および資本的収支の計画という収益と資本の2つの計画と「重点施策目標」として、鉛製給水管の更新、基幹施設の更新、基幹管路の更新、応急給水拠点の強化、水運用体制の確立、運営管理の効率化、「その他」として現金預金の運用の仕方を審議しました。

収益的収支の計画は、第1回経営審議会資料4の2ページの右側の計画をご覧ください。この前提として、分担金を約1億円の計画値で計上しています。平成28年度からは、受水費(兵庫県用水供給事業から購入している水)の引き下げ、逆に、浄水処理委託料では引き上げの可能性があります。このような状況から平成26年度から単年度赤字となります。この赤字をどう考えるのかです。未処分利益剰余金(過去の利益の蓄積部分)が平成29年度末に約10億円ありますので、部会の意見は、5年計画では現行料金を維持していくことはできるというものです。

資本的収支の計画は、同資料3ページ目右側です。一番下段の収支不足額は約35億円です。これは内部留保資金が約46億円あり、5年間の投資財源の減価償却費が約26億円ありますので、収支不足額は賄うことができ、実質キャッシュもあります。不足額を賄う資金は確保できているという審議結果であります。

資料の第1回部会資料1 - の4ページ「重点施策目標について」の、鉛製給水管の更新です。鉛製給水管の更新は、更新費用を市費で負担するといういわば川西市方式であり、費用の公平性は保たれています。更新件数は5年間で5,500件更新していく予定です。費用は資料5の2ページ「安心して飲める水道水」の事業費7億5千万円です。これが鉛製給水管を計画件数で更新すると、すべてを更新するには20年以上かかります。市民の方がこれをどのように思われているのかを部会として実質よく把握できていません。最初に更新した方と20年後に更新した方とではタイムラグがあるため、スピードアップを図る必要があります。しかし、スピードアップを実質図るとなると、審議会の範囲を超えた議論となりますので、他の優先事業もあることから限度があり、水質管理を厳しくチェックして市民に対応すべきであるという審議結果でした。

2番目の基幹施設の更新では、配水池の耐震化であります。近隣市でも配水池等が破損して市民に大きな被害が出た事例もありますので、配水池の耐震化は計画的に継続して実施する事業です。5年間の計画では優先順位の高い配水池耐震化改良工事を部会資料1 - の2ページの5配水池耐震化工事をする計画があります。この計画は地震と災害に対応するためには実施する必要がある計画であるとの結論であります。

3番目の基幹管路の更新は、配水池からの基幹管路を耐震化します。配水池が耐震化され

でもそこからの管路が耐震化されていなければ配水できないため、耐震化していきます。新名神・中央北地区の整備については、開発事業の進捗にしたがって実施を進めていくべきであるという審議結果であります。

4番目の応急給水拠点の強化は、緊急遮断弁設置工事であります。これは、災害時等に、弁を自動的に閉じることにより配水池内の飲料水を確保するものです。計画どおり実施していくべきであるという審議結果であります。

5番目の水運用体制の確立は、兵庫県用水供給事業からの施設の譲受であります。川西市のみが配水池の役割として使用している兵庫県が所有する矢問・多田院・山の原の3調整池が水運用計画の対象外となり、譲渡の申し入れがありました。川西市としては現況のまま変わりなく使用し続けなければならず、重要な配水池であります。

県所有の施設であることから改良工事等ができず、譲受により工事等を川西市で行うことが適切であります。譲受価額は施設の残存価額を上限として協議していくべきであるという審議結果であります。3調整池の必要性を5ページの参考に記載しています。矢問調整池は萩原台配水池だけでは配水区域に対して配水容量が少ないため、配水池の役割として現在有償で借用しています。山の原調整池は、市営山の原配水池だけでは配水可能時間が耐震対策の水道設計指針には満たない状況から、安定供給のために必要な施設で、現在は県より無償で借用しています。多田院調整池は、市営多田院配水池が建設できず、調整池を配水池として無償借用することにより多田院配水区域へ給水しています。兵庫県では3つは調整池となっていますが、川西市では重要な配水池の役割をしており、川西市としては、県では水運用の対象外施設となっても譲受し、必要な改良工事等を実施するべきとの審議結果であります。以上は、部会として必要な資料に基づいて、結論を出せた論点であります。

最後から2番目の運営管理の効率化、営業課の窓口業務包括委託は論点を整理するとどまりました。営業課の窓口業務は、現在、検針業務を委託していますが、これも含めた一括業務委託ということです。近隣市においても包括委託をしているところもありますが、川西市では、近隣市の実施状況も踏まえて事業運営に有効な費用対効果を事務職から技術職への人員配置を含めて窓口委託をしようとしています。

委託化により、営業課職員を一部削減し、削減した事務職の一部を技術職に転換することにより事業展開のスピードアップはできます。

部会としては、業務委託をした場合の問題点として、窓口等で職員が直接市民の方へ対応していますが、包括委託してしまうと情報が職員にダイレクトに伝わってきにくくなる。結果として、きめ細かなサービス提供が難しくなります。一方で、現在も検針業務は委託しており、漏水発見時の対応はされているので、包括委託により使用者へのサービス低下にならないように配慮をする必要があります。

部会の報告は、すでに実施している近隣各市町の状況を参考にしながら費用対効果を総合的に勘案して取り組むべきであるとして、委託すべきであるという結論までは至っていません。

これについては、「審議会で審議し、結論を出す」・「結論が出ないまま審議報告する」かのどちらかを選択すべきと部会では考えています。近隣市での委託業務の検討経験者が部

会委員にいますので、あとで意見を述べていただきます。

最後は、現金預金の運用です。第2回部会資料2 - 貸借対照表の現金預金は、約46億7千万円です。多額の現金預金となっていますので、現在も検討されていますが、長期的な運用の方法を続けて検討され、有効活用をすべきという結論であります。

運営管理の効率化で、窓口包括委託について他市で経験のある部会委員から説明していただきます。

(委員) 他市での経験として、外部委託をした場合には、費用削減効果は期待されます。ただし、問題となりますのは、サービスを維持できるかどうかという点です。他市の例で言いますと、外部委託先の社員が途中で変わった場合、経験者がいなくなることから、業務に支障がでて、水道局の職員に余分な業務負担が生じてしまいます。外部委託をする場合には、そのサービスの質の維持を確保することが必要であります。

(部会長) それではご質問ありますでしょうか。

(委員) 資料4の平成25年度から29年度の計画は部会で作成されたのですか。

(部会長) 資料は部会では作成していません。事務局資料であります。

(委員) わかりました。2ページ目の人件費が27年度から少しずつ上昇していることと減価償却費が25年度から上昇して、下降していることの原因を教えてください。

(事務局) 人件費は、給与ベースはほとんど伸びていません。健康保険、年金、退職手当等の法定福利費の掛け率は市町村共済組合で毎年一定率上昇しています。それを退職する職員等を加味しながら算出しています。減価償却費は、事業を展開していくと資産の償却が翌年度から始まりますので増える傾向となりますが、既存資産の償却は1年ごとに償却が終了するものが出てきます。それと相殺されることとなりますので、アップ、ダウンとなっています。

(委員) 減価償却費のピークが27年度の約5億3千万円、そこから下降しており、長期的にみると少子高齢化でインフラは少しずつ減少するとなれば、減価償却費も減少していきます。

(部会長) よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 先ほどの前半部分の審議の中で委員が懸念され、後半の5年間の26年度から赤字が発生するので、値上げをするのですかというご質問がありましたが、部会審議では値

上げはしなくても計画は実施できます。それは資料4の2ページの一番下の未処分利益剰余金が約10億円あり、後半5年間で赤字が生じますが、料金値上げはせず、過年度の利益で補てんすることにより市民に還元することとなります。

傾向としましては、給水収益、収益は減収傾向であります。支出は、減額・増額はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

収入の分担金は、増えるという想定はできませんので、減っていくと考えます。分担金は収益的収入ではなく、資本的収入であるべきと考え、実質の赤字幅は大きくなります。しかし、料金値上げをせずに、約10億円の未処分利益剰余金を活用するというシナリオで部会審議しました。

(委員)現金預金は確保されていますが、水道料金を支払わない人はいるのでしょうか。その場合、どうなるのでしょうか。

(事務局)滞納している方はおります。その理由は生活困窮など、さまざまな理由で滞納しています。滞納者に対しては、最終的には給水停止を実施します。これが最終手段になります。しかし、そこに至るまでには、文書通知を3回出します。対象者は最高3期以上の滞納者です。滞納者に対しては、分納誓約をしながら滞納を減らしていくこととなります。いろんな事情の方がおられますので、誓約不履行、給水停止の実施、誓約不履行の繰り返しが現状です。命の水ということでもありますので、給水停止ありきで滞納整理を行っているのではなく、実際の給水停止の件数は4件であります。その方についても、生活実態はない状況で、閉栓届が出ていません。これらの方についても社会事情等ありますので、定期的に訪問し状況確認をしています。

(委員)ありがとうございました。

(委員)職員数が約50人で、50歳代職員が大きなウエイトを占めています。定年になっても、すぐに年金は出ませんから再雇用で給料は下がりますので、現状は人件費の伸びは大きくは変わらないこととなります。ただ、再雇用の職員数も今後減少傾向となった場合、人件費は上昇傾向となるので、そういったことを考えて補充を計画的にやらないといけない。再雇用の給料は職員の半分以下ですか。

(事務局)約3分の1です。

(委員)この人件費で長期的な経営が継続されればよいです。そうはいかないでしょう。

(事務局)団塊の世代が退職を迎えて、その職員が再任用となり、一時的に再任用職員が増えました。しかし、職員数が少なくなっていますので、再任用される職員も全体的に少なくなり、正規職員を採用するとなると給料のベースが上がり、人件費の増となります。職員が採用されて専門的な知識を持った職員で事業をできればそれが一番いいというこ

とですが、財源的な問題もあります。そういった意味ではこの5年後の平成30年度以降の計画は考えていかないといけないことでもあります。

(会長)今の委員のご指摘、非常に重要なことでもあります。水道事業は専門的な知識が必要であり、最低でも5年の経験を求められます。市内の給水の事情、施設の状況などを把握するのは大変なことで、そのようなことを見据えたうえで、短期的に人件費が少なくなればいいというのでは困ります。

部会審議の中で、重要性が高く且ついろんな諸事情で悩ましい問題があります。一つは部会報告資料の1ページ、鉛製給水管の更新です。鉛製給水管は鉛を使用しているために水道水の中に鉛が微量ですけれども溶け出す可能性があるため、約20年で取り換えします。その間、水質管理を厳しくチェックすることになりますが、可能な限り更新のスピードアップを図るべきではないかというのが部会の考えであります。

もう一つは、部会報告資料の4ページ一番下です。水運用体制の確立では、兵庫県の施設を譲り受けるということです。部会長から報告にありましたように、川西市が独自に使っている施設なので、現状の配給水体制を維持するという前提でいきますと、譲り受ける以外の選択肢はないわけです。譲り受けるということになれば、無償というわけにはいきませんので、譲り受ける金額を決めることとなります。

ご意見があれば、よろしくお願ひしたいのです。

(委員)部会資料の中に24年度の目標達成後、鉛製の給水管の残存率が43%とあり、更新には20年かかるということとのことですが、他市の30%より更新が遅れています。「川西市の水は安心して飲めると感じている市民の割合」が7割以上あるというところに矛盾を感じます。これは知らないから、安心して飲めると信じているという現象であることは否めません。

(事務局)鉛製給水管の安全性については、今年の7月1日号の上下水道広報紙で、試験結果を公開しています。水質基準は、市内11か所での確認では、厚生労働省の基準の10分の1であり、通常の状態では水道水を使用すれば、鉛製給水管であっても問題はないです。他市との残存率の差は、鉛製給水管の取りやめた時期が平成元年と遅かったためであります。市民の方の安全性の認識については、平成11年度に川西市の広報紙に鉛製給水管の記事を掲載しており、使用者から自分の家に「鉛製給水管が使用されているか」等の質問が数年間増えました。今回の広報紙での問い合わせは、ほとんどなかったことから、ある程度使用者については認識を持たれていると考えています。

(事務局)鉛製給水管の安全性については、市議会の委員会でも市民に対する広報をしっかりとすべきであると意見をいただいています。1年後に更新した方、20年後に更新した方に更新年数には格差が生じますが、水質検査を充実することにより格差のないようにいたします。

(委員) 認知しながら使用するというのは、なかなか難しいです。「川西市の水は安心して飲めると感じている市民の割合」が7割以上ですが、他市に同様なデータはありますか。

(事務局) この指標は、川西独自の指標でありますので、他市では同様な指標はないと思います。川西の方が感じておられる水に対する感覚は高いです。

(委員) 7割以上の方が、安心して飲める水と感じているのは非常によいことであります。水道事業への理解が、7割以上の方に信頼されていることは、評価としてもよい数字であります。最近、食育とよく言われますが、その原点は水であります。水があることにより安定した市民生活が維持でき、そのベースが水であります。非常に大切で、感覚的ではありませんが、大切なものであります。

(委員) 鉛製給水管を通った水道水を飲むと、鉛は蓄積されますか。その場合、どうなるのでしょうか。

(事務局) 厚生労働省が示している鉛濃度の水質基準値は、水道水1ℓ中0.01mg/ℓです。基準は、WHO(世界保健機構)が人体への影響を調査したものを引用しています。その内容は、「体重50kgの人が1日2ℓの水道水を生涯にわたって飲んでも健康には影響が生じません。」であります。

(委員) 鉛製給水管のことは、広報紙をご覧になっている方もいますが、知らない方も多いと思いますので、周知するということが大切です。

(事務局) 7月1日の広報紙で鉛製給水管の記事を大きく掲載させていただきましたが、通常の広報紙では、「朝、最初に使う水は、念のためバケツ1杯位の水を飲料水以外に使用してください。」の記事掲載をしています。広報の仕方については、今後の検討であると考えています。

(会長) 委員の方々から鉛製給水管に対するご指摘をいただきました。委員のみなさんは社会的な関心として、冷静に考えていただきますが、市民感覚からすると不安は払拭できないし、更新が20年かかる公平性の観点から理解されない方がいます。これまで以上に水質管理、安心、安全という点につきましては広報していくことが課題となります。更新の進捗状況により、客観的に安全であると理解していても、更新時期への不公平感も出てきます。長期計画で取り組む事業であることは委員の方々も理解されていますが、今後20年の期間を固定しないことを含んだうえでの部会報告であります。

次に、営業課の窓口業務包括委託についてであります。部会長、部会委員の方から説明がありました。委託すると短期的には費用の削減効果があります。他方、副作用として、例えば、検針は市民の皆さんと直接接する大切な機会です。委託により部会委員の他市での経験から、使用者の声が蓄積されず、必ずしも営業課に報告されない。また、一度委託

すると、固定化してしまい、問題が生じた場合、委託内容に問題があることとなり、委託をやめて直営に戻すことは非常に難しいこととなります。且つ委託化は水道事業体の定員管理ともリンクしていますので、部会としては、結論を出せないで、メリット、デメリット、それから考慮すべきポイントの整理という提言であります。委員の皆さんにご意見いただけますか。

(委員) 私は今のままでいいです。一部業務を川西水道サービスに委託しており、営業課業務は遂行され、行政に対して信用しています。水道事業の方向は分かりませんが、今の状態で頑張っていたらすごく安心です。

(委員) 角度は違いますが、地域分権、協働と参画というキーワードが市役所の中にあります。例えば、検針業務をコミュニティでやることはできるでしょうか。

(事務局) 検針業務の内容ですが、2カ月に1度の検針で、ほぼ同じサイクルで各戸を回っています。単にメーターを開けて指示数を見て、閉めてという単純作業ではなく、漏水の確認、漏水の場合の声掛け、声掛け時の接遇等を含めて委託料を払っています。専門的な社員が検針業務に携わっていますのでコミュニティでは難しいのではないかと考えます。

(委員) 委託料、経営を考えた場合、いろいろな動きがあると思います。できる部分、できない部分があり、できる部分が生じた時に実施すると、人件費が低く抑えられることができます。営業的にメインの部分は今のまま続けるが、バランスをとりながら、できる部分とできない部分をうまくコーディネートして全体的な数字を下げっていく動きをされた方がいいです。営業のコアな部分は事業体に置いておくべきです。

(事務局) 部会でも議論していただいて、「単純に業務委託するべきではない」との意見をいただいています。委員が言われたように、総合計画でも「地域でできることは地域で」との考え方があります。しかし、検針業務は、個人情報、プライバシーの問題もあり、永続的な業務でありますので継続性も必要であります。包括業務委託ではなく、業務選択の意見につきましては検討させていただきます。

(委員) コミュニティでは専門的な技術面もいりますし、定期的な業務となることから時間的な制約もあることから業務を引き受けることは難しいです。地域分権でも、他に地域でできることは地域でしたらいいです。検針は、専門の社員にお任せした方がいいです。

(事務局) ごみの収集、瓶の回収をコミュニティですることが議論されております。業務を委託する場合に、地域分権、協働と参画もオプションであると確認しました。また、検針業務はコミュニティでは無理という意見も理解しました。地域分権、協働と参画の選択肢も認識していきたいと考えます。

(事務局)一つには、職員数が定数管理されており、その中で事業を実施していく必要があります。人員を確保する方策として、営業課で事務職を減員し、技術職を増員する考え方があります。部会でご議論いただきました。結論までは十分に考える必要があり、後期水道ビジョン中でどうするか考える必要があります。

(委員)経営審議会は毎年開催されていますか。

(事務局)4年に1回です。

(委員)4年に1回でチェック機能がよいのでしょうか。2年に1回位で開催し、市民との話し合いで、その声を聞いた方がいいのではありませんか。

(事務局)毎年度のチェックは議会で行っておりますので、中期的なチェックとして、4年に1回の開催が適切と考えます。

(会長)部会委員が気付かないような意見をいただきました。市民にとって安全、安心が基本であると改めて認識いたしました。水道事業体でできること、できないことを整理し実施できることから行っていくことが必要です。また、審議会開催の年数についての意見がありました。

部会で論議した大きな論点はカバーできました。前半の検証の部分と後半の25年度以降の計画部分、投資で何か他にご意見はありませんか。

今後の流れですが、本日の審議会は第2回目であります。次回の第3回審議会で市長から諮問を受けました、「川西市水道事業の将来のあるべき姿について」を答申し、当審議회를終了する予定であります。部会としては、本日の審議会で委員方々から貴重なご意見をいただきましたので、大きな方向性が見えてきました。今後、部会を2回ほど開催し、今回の審議会の意見、提案を集約していきたいと考えています。それに基づいて答申書(素案)の作成ですが、部会の方にお任せいただいてよろしいでしょうか。

(委員全員)同意します。

(会長)それではそのようにさせていただきます。

本日の第3議題に入ります。次回開催日時についてであります。次回第3回の経営審議会の開催日時は、10月31日(水)午後6時に開催いたします。ご異議ございませんでしょうか。

よろしく願いいたします。他に何かありますでしょうか。

(事務局)答申案(素案)は、第3回の審議会31日の10日前には委員の方々にお配りいたしますので、確認していただきたいと考えております。

(会長) それでは、第2回上下水道事業経営審議会を閉会します。委員の皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。